

資料 7 - 2

事業実施地区別資料

資料 7 - 2 - 1

(1) 事前評価個表 (案)

事前評価個表

整理 番号	1
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	十勝・釧路川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、寒冷な気候下にある本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 1 9 0 ha ・ 事業対象都道府県：北海道 ・ 総事業費： 4 3 3, 6 0 8 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	8 1 4, 8 3 7 千円	
	総費用（C）	3 3 8, 3 7 1 千円	
	分析結果（B/C）	2. 4 1	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	馬淵川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの、気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林^{かん}及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 1 0 ha ・ 事業対象都道府県：青森県 ・ 総事業費： 2 5, 7 6 0 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	4 2, 6 7 7 千円	
	総費用（C）	2 0, 2 9 4 千円	
	分析結果（B／C）	2. 1 0	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林^{かん}等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養^{かん}など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	3
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	閉伊川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの、気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養^{かん}保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 15ha ・ 事業対象都道府県：岩手県 ・ 総事業費： 43,266 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	69,648 千円	
	総費用（C）	34,084 千円	
	分析結果（B/C）	2.04	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養^{かん}保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養^{かん}など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	北上川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの、気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林^{かん}及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 21ha ・ 事業対象都道府県：岩手県 ・ 総事業費：60,568千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	88,352千円	
	総費用（C）	47,713千円	
	分析結果（B/C）	1.85	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林^{かん}等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養^{かん}など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	5
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	米代・雄物川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 1件、事業対象区域面積 5ha ・事業対象都道府県：秋田県 ・総事業費：12,886千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	22,876千円	
	総費用（C）	10,150千円	
	分析結果（B/C）	2.25	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	6
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	阿武隈川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、積雪は比較的少ないものの、気候が冷涼な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養^{かん}保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び寒害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 2 件、事業対象区域面積 2 0 ha ・ 事業対象都道府県：宮城県、福島県 ・ 総事業費： 5 7, 4 4 0 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	9 3, 8 4 5 千円	
	総費用（C）	4 5, 2 4 8 千円	
	分析結果（B／C）	2 . 0 7	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養^{かん}保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養^{かん}など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：寒害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	7
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	阿賀野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 8 6 ha ・事業対象都道府県：福島県 ・総事業費： 2 4 5, 6 5 0 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	4 4 0, 5 9 6 千円	
	総費用（C）	1 9 3, 5 1 7 千円	
	分析結果（B/C）	2 . 2 8	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性:水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性:雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	8
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	利根川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 1 0 ha ・ 事業対象都道府県：群馬県 ・ 総事業費： 3 0, 8 0 9 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	5 0, 6 2 0 千円	
	総費用（C）	2 4, 2 7 0 千円	
	分析結果（B/C）	2 . 0 9	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性:水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性:シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	9
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	富士川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 9件、事業対象区域面積 54ha ・ 事業対象都道府県：山梨県 ・ 総事業費：179,960千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	286,924 千円	
	総費用（C）	141,775 千円	
	分析結果（B/C）	2.02	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	10
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	天竜川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 7 ha ・ 事業対象都道府県：長野県 ・ 総事業費： 20,972 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	39,178 千円	
	総費用（C）	16,522 千円	
	分析結果（B/C）	2.37	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	11
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	神通・庄川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 53ha ・ 事業対象都道府県：富山県、岐阜県 ・ 総事業費： 148,335 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	327,975 千円	
	総費用（C）	116,855 千円	
	分析結果（B/C）	2.81	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	12
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	九頭竜川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に積雪が多く、地質的にも脆弱な山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び雪害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 8件、事業対象区域面積 145ha ・ 事業対象都道府県：石川県、福井県 ・ 総事業費：407,853 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	825,575 千円	
	総費用（C）	321,293 千円	
	分析結果（B/C）	2.57	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：雪害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	13
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	木曽川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、気候が温暖で、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 9件、事業対象区域面積 131ha ・ 事業対象都道府県：岐阜県 ・ 総事業費： 399,863 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	823,506 千円	
	総費用（C）	315,008 千円	
	分析結果（B/C）	2.61	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	14
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	由良川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 67ha ・事業対象都道府県：京都府 ・総事業費：191,378 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	321,321 千円	
	総費用（C）	150,765 千円	
	分析結果（B/C）	2.13	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	15
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 1 4 ha ・ 事業対象都道府県：京都府 ・ 総事業費： 3 9, 9 8 6 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	8 2, 6 3 1 千円	
	総費用（C）	3 1, 5 0 0 千円	
	分析結果（B/C）	2. 6 2	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	16
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	宮川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 5件、事業対象区域面積 33ha ・ 事業対象都道府県：三重県 ・ 総事業費：94,260千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	184,470千円	
	総費用（C）	74,260千円	
	分析結果（B/C）	2.48	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	17
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	熊野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 14件、事業対象区域面積 264ha ・ 事業対象都道府県：三重県、奈良県、和歌山県 ・ 総事業費： 778,106 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,797,203 千円	
	総費用（C）	612,971 千円	
	分析結果（B/C）	2.93	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	18
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	紀ノ川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 22ha ・ 事業対象都道府県：奈良県 ・ 総事業費： 63,460 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	113,736 千円	
	総費用（C）	49,988 千円	
	分析結果（B/C）	2.28	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	19
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	加古川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 4 件、事業対象区域面積 7 6 ha ・ 事業対象都道府県：兵庫県 ・ 総事業費： 2 1 9, 2 1 5 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	4 5 2, 0 9 7 千円	
	総費用（C）	1 7 2, 6 9 2 千円	
	分析結果（B/C）	2. 6 2	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	20
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	高梁・吉井川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林^{かん}及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 10件、事業対象区域面積 116ha ・事業対象都道府県：岡山県、広島県 ・総事業費：316,870千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	578,382千円	
	総費用（C）	249,621千円	
	分析結果（B/C）	2.32	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林^{かん}等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養^{かん}など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	21
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	円山・千代川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 9件、事業対象区域面積 179ha ・ 事業対象都道府県：兵庫県、鳥取県 ・ 総事業費：468,083 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	983,275 千円	
	総費用（C）	368,749 千円	
	分析結果（B/C）	2.67	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	22
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	江の川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 20件、事業対象区域面積 225ha ・ 事業対象都道府県：島根県、広島県 ・ 総事業費：572,443千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,200,308千円	
	総費用（C）	450,969千円	
	分析結果（B/C）	2.66	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	23
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	芦田・佐波川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 9 件、事業対象区域面積 8 9 ha ・ 事業対象都道府県：広島県、山口県 ・ 総事業費： 2 3 4, 9 1 7 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	4 9 7, 5 5 2 千円	
	総費用（C）	1 8 5, 0 6 3 千円	
	分析結果（B/C）	2. 6 9	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性:水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性:干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	24
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	高津川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 9件、事業対象区域面積 140ha ・ 事業対象都道府県：島根県、山口県 ・ 総事業費： 356,321 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	787,493 千円	
	総費用（C）	280,708 千円	
	分析結果（B/C）	2.81	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	25
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	重信・肱川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、降水量が少なく、脆弱な地質の山地が多い本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び干害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 45ha ・事業対象都道府県：香川県、愛媛県 ・総事業費：124,060千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	210,387千円	
	総費用（C）	97,731千円	
	分析結果（B/C）	2.15	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：干害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	26
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	吉野・仁淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、全般に地形が急峻で温暖多雨な本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 10件、事業対象区域面積 79ha ・事業対象都道府県：徳島県、高知県、愛媛県 ・総事業費：208,743千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	500,313千円	
	総費用（C）	164,442千円	
	分析結果（B/C）	3.04	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養^{かん}など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	27
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	四万十川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 8件、事業対象区域面積 56ha ・事業対象都道府県：愛媛県、高知県 ・総事業費：145,854千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	360,489千円	
	総費用（C）	114,905千円	
	分析結果（B/C）	3.14	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	28
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	遠賀・大野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 4 件、事業対象区域面積 4 3 ha ・ 事業対象都道府県：福岡県、大分県 ・ 総事業費： 1 1 0, 8 2 9 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	2 5 7, 6 6 5 千円	
	総費用（C）	8 7, 3 0 7 千円	
	分析結果（B/C）	2 . 9 5	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	29
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	筑後川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 6 ha ・ 事業対象都道府県：福岡県 ・ 総事業費： 16,637 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	41,794 千円	
	総費用（C）	13,106 千円	
	分析結果（B/C）	3.19	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	30
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	菊池・球磨川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 6件、事業対象区域面積 113ha ・事業対象都道府県：熊本県 ・総事業費：287,962 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	651,872 千円	
	総費用（C）	226,851 千円	
	分析結果（B/C）	2.87	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	31
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	大淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 15件、事業対象区域面積 238ha ・事業対象都道府県：宮崎県 ・総事業費：573,158千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	1,580,625千円	
	総費用（C）	451,530千円	
	分析結果（B/C）	3.50	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

事前評価個表

整理 番号	32
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H26～（おおむね80年間）
事業実施地区名	川内・肝属川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、温暖で降水量が多く、台風の常襲地帯である本流域内の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及びシカによる食害対策など事業実行に関する技術指導を通じて、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 38ha ・ 事業対象都道府県：鹿児島県 ・ 総事業費：101,091 千円 		
費用対効果分析	総便益（B）	256,553 千円	
	総費用（C）	79,637 千円	
	分析結果（B/C）	3.22	
第三者委員会の意見			
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象とするなど事業採択の必須要件をすべて満たしており、水源涵養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：シカによる食害対策や針広混交林化等水源涵養など水土保持機能の着実な発揮のために必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		